

# 第三十四回国会 参議院地方行政委員会会議録第十六号

昭和三十五年四月五日(火曜日)午前十一時十一分開会

## 委員の異動

本日委員館哲二君及び西田信一君辭任につき、その補欠として上林忠次君及び北島教真君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君  
理事 西郷吉之助君  
鍋島直紹君  
鈴木壽君  
基政七君

## 委員

上林 忠次君  
北島 教真君  
郡 祐一君  
白井 勇君  
占部 秀男君  
松澤 兼人君

## 政府委員

自治政務次官 丹羽喬四郎君  
自治庁行政局長 藤井 貞夫君  
自治庁財政局長 奥野 誠亮君  
事務局側 常任委員 福永与一郎君  
会専門員

## 説明員

自治庁行政局長 山本壯一郎君  
食糧庁業務第二部長 村田 豊三君  
水産庁漁政部長 林田悠紀夫君

本日の会議に付した案件  
○地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから委員会を開会いたします。  
まず、地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。奥野財政局長から、提案理由の補足説明を願いたいと思っております。

○政府委員(奥野誠亮君) 法律案に基づいて御説明申し上げます。  
第二条の第一項、水道事業を特に水道事業と工業用水道事業に分離して規定することにしたしております。工業用水道事業が漸次発展して参りますと、地方公共団体がこれを行ないます場合も多くなつて参りましたので、このように改正をいたしましたわけであり、そのういたしますと、事業の実態から見ますと、水道事業については、五十人以上の企業について公営企業法を適用することといたしますならば、工業用水道事業につきましても、三十人以上の企業に地方公営企業法を適用することが妥当だと、こう考えたわけでございます。現在工業用水道事業がすでにその運転を実施しておりますのは十五ございまして、三十人以上のもものが二つございまして、なお、建設中のものが二十三ございまして、第二項の規定は、第一項に各事業ごとにこの法律の適用される事業の規模を規定して

いるわけでございますけれども、それ以下の規模の事業でございしても、少なくとも財務に関する規定を適用いたしますことが、それらの企業の経営成績を明らかにし、資産の状況を的確に把握するために必要なこととございまして、ある程度の員数がありますれば、少なくとも財務に関する規定は適用するということにいたしました。かように考えたわけでございます。すなわち、第一項に掲げてあります事業でありましても、職員数が二十人をこえますと、その場合には、身分の取り扱いの規定は別にいたしましたも、財務に関する規定を適用する。その結果、いわゆる官庁会計によりませんで、企業会計方式をとるわけでありまして、自然発生主義に基づく計理を行なうことになつたので、複式簿記を採用することになります。減価償却も実施していくということになって参るのであります。ただ、直ちにこれを適用いたしますと、多少混乱が起るおそれもございまして、附則の方で、三十六年の四月から適用するといふ緩和規定を置いてあるわけでございます。第一項の規模までは職員数はないが、同じような事業をやっている団体が七百九十三ございまして、そのうちでこの規定の適用を受けることになりまます企業の数が百六十三といふことになっております。第三項は、これは、現に第二項として掲げられている規定と全く同じでございます。

追加するわけでありまます。すなわち、「なお、水道事業及び工業用水道事業をあわせて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業のうち二以上の事業をあわせて経営する場合においては、それぞれ当該あわせて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとす」ということになつたのでございまして、水道事業を、本来の水道事業と工業用水道事業に分けて規定いたします結果、それぞれ個別に管理者を置くべきものではないかという誤解を生ずることもおそれまして、同じような種類の事業については、むしろ管理者一人を置くことを常例として能率的な運営をはかつたらよろしいのだという考え方をとっております。

二十七条にただし書きを加えておられます。すなわち、「ただし、管理者がある場合においては、次項の規定により当該地方公共団体の長が指定した金融機関に、当該地方公営企業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。」ということにいたしましたのでございまして。これは、企業に係ります料金を納めるのに、金融機関の窓口に行つた方が都合がよろしい場合がたくさんございまして、そういう場合には、やはり銀行その他の店に行つて料金を納められるようにしたいといふ考え方をとっております。

第三十条の改正は、これは、決算規定の議会を書いた部分でございまして、事業年度終了後三ヶ月を経過して最初に招集される議会に付議することになつておるわけでございますけれども、臨時会では適當でございませんで、「定例会である議会」というようにいたしましたのでございまして。  
三十一条中に「十日」とありますのを「二十日」に改めたいのは、毎月事業の成績を報告をする。それを翌月の十日までにしておるわけでございますが、少し短か過ぎるようございまして、二十日に改めたいのでございまして。それから三十四条の二の規定、これは、現在地方公営企業法施行令に規定されている条文をそのまま法律にあげたわけでございます。といひますのは、第二項第二項に財務の規定だけを適用する企業を加えたわけでありまます。この部分は、従来政令で、任意にやれると、こうしておつたわけでございます。それを受けて、この三十四条の二の内容の規定が政令にあつたわけでございます。今申し上げました第二項第二項の改正とあわせまして、この規定を政令から法律に引き上げるということにいたさうとすることをとっております。

附則の一項は、施行期日を示したわけでございます。先ほど申し上げましたような意味合いで、来年の四月一日から施行する。準備期間を持つようになつたにいたしたい。かように考えておるわけでございます。

【委員長退席、理事鍋島直昭君着席】

第二項は、水道事業または工業用水道事業で常時雇用される職員の数が三十人未満のものを経営する部分につきましては、さらに準備期間をとる意味において、三十七年三月三十一日まで

の間は、当該団体が条例で定められた場合に限り、財務規定等を適用しないことができるということにいたそうとするわけでありませぬ。その間に財務の規定の適用につきましての指導の期間も持つし、また、団体側におきまして準備の期間も持つようにいたして、円滑な運営に踏み出せるようにいたしたい、かように考えているわけでございます。その他の規定は条文の整理でございます。

○理事(鍋島直昭君) これより質疑に入ります。

○占部秀男君 奥野局長に御質問を二、三いたしたいのであります。第一に、今度の改正によつて、第二項第一項中のこの改正によると、結局工業用水道事業の場合には、三十人以上は公営企業に適用されて、三十人未満二十人以上のものは財務の規定が適用になる、こういうふうな考へてよろしゅうございませぬか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○占部秀男君 その場合に、適用になるといふのは、二十人以上の従業員を持つたところは、水道事業だけでなく、軌道あるいは電気とか、いろいろな法二条に定めておられるところのもの、すべてこういう方式にやらなければいけないということになるわけでございますか。いわば義務づけられた形ではないか。

ければならないということになるわけですか。その点いかがですか。

【理事鍋島直昭君退席、委員長着席】

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○占部秀男君 なお、第二条のこの人数の問題については、いろいろと法案ができる前に経過があつたということをお私承しておるのでありますが、適用の範囲の問題で、上水道の事業や軌道事業などですね。これは、将来的に考へても、人数の問題は、この工業用水道は三十名、上水道は五十名というふうに、こういう点については、将来さらに精減するということ考へ方はお持ちでございますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 率直に申し上げますと、人数のいかにかわらざ、こういう企業の性格を持った事業につきましては、官庁会計によつてお用するものが妥当だと、こう考へておられます。また、官庁会計自身の考へ方につきましても、今日いろいろな批判があるわけでありませぬ。そういうことを考へますと、会計制度全体につきまして、なお幾多検討の余地があるのじゃないだろうか、こう思つておられるわけでありませぬ。ともかく、とりあえず現在の段階で、ここまでは企業会計方式を強制しても混乱は起きないだろうという考へ方のもとに提案いたしておるわけでありませぬ。

○占部秀男君 根本的には、人数にとらわれないというのですが、少なくとも公営企業というものは、現在世界的にもあちらこちらでなされておる傾向から見れば、公共の目的ということに

特に沿わなければならない、そういう目的もあるわけだけれども、やはり独立採算制をとるといふ意味で、これは一種の収益性といふべきか、いわゆる営利性じゃありませんけれども、独立採算制をとるといふ意味における収益性といふものは必要になつてくると思つておられるわけですか、やばり事業の性質及び規模にも関連はあるのでなければ、一定の人数に区切らなければ、そうした収益性というものを完全に具現することは私は困難になつてくる場合が相当ある。つまり事業形態によつては、あまりにも人数の少ない、すなわち企業規模というものが経営に見合はないというより問題が起つてくると思つておられるか、そういう点については、どういふふうにお考へになつておられますか。これは、将来の問題として非常に重要になつてくると思つておられる。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営企業は、原則として独立採算で運営をしていくといふことは、人数のいかに問はず、そういう性格のものだと思つておられます。そういう意味で、現に地方財政法にはそういう規定を置いておられるわけでございます。これは、別に人数のいかに問つておられません。地方公営企業法の場合には、そういうことを離れまして、さらに財務の規定でありますか、あるいは身分取り扱ひの規定でありますか、そういうことにつきましても、地方自治法あるいはそれらの関係規定を適用することが穏当でございますので、別なシステムをとることができると、また、とらせることによつて、公営企業の能率を発揮させたい

のだ、こういう考へ方に基づいておられるわけでございます。独立採算でいくか、いかにいかという問題と、地方公営企業で、これに地方公営企業法を適用する場合に、ある程度の員数を持った企業でなければ公営企業の適用はしないのだといふことは別個の問題だ、かように考へているわけでございます。もとより地方公共団体の行なうものでございませぬので、企業でありませぬ、収益にとらわれたような運営をするわけではございませぬし、そういう見地でもつぱら運営するよりなものは、むしろ地方公共団体で行なうことが適当であるかどうかという問題が起つてこようかと、こう思つておられます。

○占部秀男君 これはなお、最近の公営企業といふ考へ方、あるいは、割合に地方団体の事務事業の中にも、質的にも量的にもふえてきておられる。こういうよりな傾向から、地方団体の本来行なうべきものが、何か料金を取る、あるいは使用料を取る方へ肩がわりされるよりな傾向が出ておられるのじゃないかと思つておられます。非常に将来にかけて問題があると思つておられます。特に、地方財政が苦しくなつてくることになつて、そういう形の方向がとられると、私は、非常に住民福祉の上から言つても問題が出てくるのじゃないかと思つておられます。

○政府委員(奥野誠亮君) これは、現行法の第二条の第二項の規定でございます。これを受けて、現行の地方公営企業法の施行令には、どういふよりな企業にこの法律の規定の全部または一部を適用することができるといふ意味をもちまして、主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて適用することができるといふことを明確に

考へはあつたのでございませぬか。ないのございませぬか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方公共団体が、条例で、みずから地方公営企業法を適用しようとする場合には、それは禁止いたしておられません。私たちの考へ方のもとでは、下水道事業でありますとか、あるいは港湾整備事業でありますとか、あるいは、準備期間でありますとか、あるいは、関係でいろいろな規定をいたしてあるわけでございます。公営企業の場合に、私たちは、純然たる独立採算の性格を持った運営をしてよろしいと、こう考へておられます。準公営企業になりませぬ、部分的に一般会計から相当な繰り入れを行なうことを常例とすべきものであつたらう、こういう考へ方に立つておられるわけでございます。

○占部秀男君 この二条の中で、第三項は、「前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従ひ、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができ。」と、こういうふうになつたでしやう。この意味は、どういふことになりませぬか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは、現行法の第二条の第二項の規定でございます。これを受けて、現行の地方公営企業法の施行令には、どういふよりな企業にこの法律の規定の全部または一部を適用することができるといふ意味をもちまして、主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて適用することができるといふことを明確に

考へはあつたのでございませぬか。ないのございませぬか。

たしているわけでございます。  
○占部秀男君 それですと、この「収入をもつて充てる」というのですが、その収入をもつて充てる、そういう事業という、具体的にいつて、どういうふうな形になりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今お話しになりました下水道事業でありますとか、港湾整備事業でありますとか、そういうものであります。主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入をもつて充てるのだというふうなものであります。その団体の考えに基づいて、適用しようと思えばできるということになるわけでございます。

なお、申し落としましたが、第二条の第一項で、それぞれの事業ごとに職員の数以下を規定しております。その職員の数以下の事業であります。同種の事業であれば、この法律の規定の全部または一部を適用することができるといふことを政令で明らかにいたしております。その二つでございます。

○占部秀男君 それから第二十七条一項のただし書きの問題なんです。ここでは、当該地方公営企業の業務に係る現金の出納事務の一部を金融機関に取り扱わせることができる、というのですか、行わせるというのですか、そういうことになっておるわけですね。その場合に、現金の出納事務そのものを扱うのは、これは金融機関に全部預けて扱わせるのか、それとも水道なら水道の職員を、よくありますな、派出して、そして職員に実際出納事務そのものをやらせるのか、そういうことはどういふことになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 金融機関に出納事務の一部を取り扱わせるわけでございますので、そこへ公営企業の職員が出向く必要はないわけでございます。金融機関の職員が料金を受け取ってくればよろしいわけでございます。そして受け取った料金を公営企業の口座の方に振り込んでくれればよろしいという考え方でおるわけでございます。

○占部秀男君 それですと、税金をその期間前に郵便局へ払い込んでいく、あれと全く同じ方式をとつてもよろしい、こういうふうに考えていいわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。  
○占部秀男君 それから、この管理者の問題ですが、私、御存じのような関係で、ほとんど半年ぐらいは地方を歩いているのですが、専任の管理者があるとはいって、非常に、公共企業の経営自体の問題もそうですが、特に労務管理やその他の問題に触れても、率直に言うと、何と申しますか、経営自体の運営面において相当な開きがあるという場合を私は見るのですが、少なくともこの公営企業体というところには、専任の管理者というものは必ず置かなければならない。特にこのいふような何か指導方針といふもの、強力な行政指導でもしてこれをあはれするといふような意思はありますか。法では、助役の場合にできることになっておられます。ですから、そういうようなものを専任のやはり管理者を、少なくともたとえば水道事業でいえば五十人、軌道、自動車でいえば百人というようなる程度従業員を使つた、何と

申しますか、経営形態になっておるわけですから、そういう点については何かお考えはありますか。また、専任の管理者がいらないような場合に、いろいろの労使関係あるいは運営上で不便があったというふうな、そういうような報告があるかないか、簡明に一つお願ひしたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 基本的には、おっしゃいますように、管理者を置くべきものだと思います。それが地方公営企業法の精神だと思います。ただし、例外的に、管理者に適材が得られないとか、あるいは他の企業との関係において、公営企業ではあるけれども、むしろ他の企業と一体的な把握運営をした方がよろしいから、長がむしろその任務もあわせて行なつた方がよろしいというふうなこともあろうかと思つておられます。そういうことを考えまして、ただし書きで置かないことができる場合を規定したわけでございます。現状は、大体二割ぐらひの部分は管理者が置かれておりません。そういう団体につきましては、今申し上げますようないろいろな事情があらうかと思つておられます。現在特に不都合な事態が起こつておると思つていないわけでございますが、本来置く建前でございますので、そういうつもりで今後指導に当たつて参りたい、かように考えております。

○占部秀男君 実には、どういふわけでも申しますと、この適任者が得られないというので、一時的な形で、専任の管理者がいらないような場合ならいいですが、そうじゃなくして、いろいろ専任

管理者を置かなくちゃならぬと市長さんも考えていても、議会関係があるいはまたその他の関係から置かないで、それがついつと長くなってしまつと、そういうことの結果、企業そのものも、労使関係そのものも非常にまづくなつたという例が相当あるのです。これは調べていただければわかるのですが、やはり専任管理者を置かなければならないというところまで自治庁としては、少なくとも公営企業体なんです。強力な一つ指導をしてもらわなければならぬと思つておられます。そういう点、一つ重ねて、今局長の御答弁もありましたから、お願ひをしたいと思います。

それから繰入金の問題ですが、赤字の、水道のような場合には割合にうまくいっているところも、特に人数が少なくて、やはり企業体である以上、いろいろそのときそのときの経済的な条件というものに大きく影響されることがある。この赤字の際に、何と申しますか、一般会計からの繰り入れをいいますか、赤字を当面補てんしてやらうための、補てんというか、措置してもらつたものの、たしか公営企業法の中にもそういう規定がありました。赤字の際、単にあの場合には、災害であるとか、いろいろな条件が二、三つ立つておると思いますが、やはり経済的な変動といふものは相当あるといふことも考えて、赤字の際にはそういうような赤字処理の問題ができるような、何と申しますか、措置をとつてもらうことが望ましいのではないかと、

らにわれわれは考えるのですが、そういう点については、今までのやり方はどういふふうになっておりましたか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一般会計から特別会計へ繰り入れをする場合は、すなわち、公営企業法の第十八条に、「災害の復旧その他特別の事由に因り必要がある場合には」といふ規定を置いておるわけでありまして、要するに、当該団体の考え方に基づいて繰り入れはできるわけでございます。特にそれを抑制するような立場はとつていないつもりでございます。

○占部秀男君 これは、特にそれを抑制するような立場をとつておらないという事情もわかるのですけれども、これは相当、個々の現場へ行きますと、事業の性質によつては、今言つたように、経済の変動をくらつて、赤字の問題が大きな問題になってくる場合がある。それが運営面においても、また人を使つ場合にもすぐに響いてくるというふうな形になってきて、それで、また今度景気が、景気といふか、その事業に対する景気がある程度ノーマルになつてくると、また臨時に人を入れなくちゃならぬというふうな、そういうふうな波動的な影響が相当あるのです。少なくともそういうふうなある程度の期間の見通しを立てた上立つては、まあ何らかの計画が立てられなければならない、期間の見通しを立てた上においては、やはり優先的という言葉をおかしければ、当該公営企業を守るために、赤字を当面処置できるような措置といふものはやはり考えらるべきですが、この十八条による

と、さつき私申したように、災害その

他ということ、やはりどうしても、今、市は金が苦しいものですから、そういうところの条件がからまり過ぎるのです。からまり過ぎて、企業体そのものの、何といいますが、企業体の将来の見通しというものも考えないといふのじゃないでしょうか、それを考えるまでの余裕がないというふうな形ですね。そういうことが出てきて、結局企業体の運営を毒しておるといふような姿があるのです。そういう点は何か、これは行政指導でもけっこうですけれども、やってもらわぬと、全般的には私は言いませんけれども、やってもらわぬとならないのじゃないかと思うのですが、そういう点は何かがあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 具体の例をお教えたいて、それについて適当な指導方法を考えた方がよろしいのじゃないかと思つて、ただ、基本的には公営企業が一般会計に相当おぼさつている。しかも、それも、経営上の赤字補てんをしてもらうというふうな姿が常例になつていくことは、これは避けるべきだと思つております。やはり公営企業でございますので、独立採算を旨とする運営に努力をしていかなければならぬ。一般会計から赤字補てんを絶えずさせますことは、それだけ一般住民の租税負担が重くなるというところが結果的に起こってくるわけでございますので、なるべくはやりは避けたい、こう思つて、しかし、それぞれの企業の具体の問題については、御指摘のような問題もあろうかと思つて、そういう個々の問題につきましてもお教えをいただいた方がよろしいのじゃないか、こう思つて、

そうして円滑な運営ができるように私たちが努力していきたいと思つております。

○占部秀男君 具体的問題でね。それから、さつき、この法改正の二十七条の第一項の金融機関の問題についてちよつとお聞きしたのですけれども、私忘れていたのですけれども、水道の場合には集金事務があるわけですね。あの集金事務は、この際停止しようという考えですか。その集金事務をなくないしちよつと金融機関に一任しようという、そういうふうな考え、あるいは法が通つた後にそういうふうな指導をされると、これは非常に大きな問題が職場に起こってくることになるのですが、そういう点は何かがあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) そういうことまでは考えていないわけでございます。あくまでも、これはただし書きで、こういう取り扱わせることができるとしようとしておられるわけでございます。もとより団体によりましては、あるいはそういうことまで金融機関にゆだねようというものが起こらないとは限らぬと思つて、私たちが、別段そういうことをねらつてこの規定を置こうとしておられるわけはございません。先ほど申し上げました通りでございます。

○占部秀男君 最後に、法の適用範囲についてもう一ぺん念を入れておきたいと思つて、現状は、第二条で、ここにこう表として掲げられておられるわけですね、地方公営企業といふものが、たとえば競輪であるとか、競馬事業であるとか、そういうふうなもの、は、どうも公営企業法の適用というよ

うな形が何かあつちこつちで問題が起こつておるといふように私たちが聞いておるのですが、やはりあつちこつちで問題が起るの、これは公営企業としては非常にまずいのであつて、そういう点について、何か将来とも、公営企業はこういうふうなものでなければならぬというふうな、統一した基準というか、何といふか、そういうものはどこかにないのでございませぬか。事業の性格について、こういうふうな事業の性格のものはずなわち公営企業だといふふうな、統一解釈と言つておかしけれども、統一基準というか、何といふか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営企業とか準公営企業とか、いろいろな言葉を使つておられるわけでございますけれども、やはりどういふものを適用するたためにそのような言葉を使うのかということによつて、若干その範囲に異同があることはやむを得ないのじゃないかと、こう私たちが考えております。地方公営企業法にいう公営企業もございまして、地方財政法で、独立採算の建前をとることを旨とする、あるいは特別会計で経理することを旨とするという意味の公営企業もございませぬ。あるいは公営企業金融庫の融資対象にする意味における公営企業もございませぬ。あるいは地方債において、公営企業分と準公営企業分と分けて地方債の配分を行なうものもございませぬ。大体共通した内容を持つておると私たちが思つておられるわけでございますが、大体その具体の範囲においては食い違ひがあるわけでございます。これはやむを得ないのではないかと、こう私たちが思つておられるわけでございます。

○占部秀男君 けつこうです。

○委員(新谷實三郎君) 他に御質疑はございませぬか。――それでは、本案の質疑はこれにて終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(新谷實三郎君) 御異議ないと認めませぬ。

なお、討論、採決は午後の委員会に譲りたいと存じます。

○委員(新谷實三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日付をもつて委員館哲二君、西田信一君が辞任せられ、その補欠として上林忠次君、北島教真君が委員に選任せられました。

午後一時まで休憩いたします。  
午前十一時四十八分休憩  
午後一時四十三分開会

○委員(新谷實三郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。藤井行政局長から補足説明を伺いたいと思つて、

○政府委員(藤井貞夫君) 今回の改正案の内容は二点ございまして、第十条の第二項及び第十条の第三項関係の改正は、昨年から出発をいたしました奄美群島復興信用基金の関係で、融資業務に政府から出資をすることにいたしました。本年は総額が一億ということになっておつたのでございませぬが、奄美群島の資金需要といふものは、とうていこの程度ではまかない切れぬというところでございまして、さらに来年度は八千万円

を追加いたしました。総額一億八千万円に増額しようとするものでございませぬ。われわれといたしましては、一億八千万といふことでも、なお十分であると思つておられます。特に今後復興関係が軌道に乗つて参りますに従つて、資金需要も逐年増加して参ることが予想されるのでありまして、これに対処いたしまする場合におきましては、なお将来増額を必要とするのではないかと考えておりますが、本年度の実績、また来年の資金需要の見通しというものを考えます場合におきましては、八千万円を増額いたしますことによつて、本年度以上の資金需要にある程度こたえ得るのではないかと、いふふうに考えておられる次第でございます。

第二の点は、登録税法の一部改正でございますが、この点は、信用基金が融資をいたしました際に、担保を徴することがございませぬ。その場合に、土地、建物、船舶の抵当権の設定をいたすわけでございますが、これを普通の場合でいいますと、いわゆる債務者に負担をせしめるということに相なるわけでございます。しかし、何分にも零細な事業者でございますので、これに事務費を負担させるといふこともいかにかと存ぜられます。また一面、信用基金自体も、基金全体として非常に少ないというところで、運用にも非常に苦勞をいたしておられるような段階でございます。これを基金自体が負担をいたしていくというの、全体の運用面から見まして好ましくないという点を考慮いたしまして、この際、登録税法の一部を改正をいたしまして、これらの抵当権の取得の登記について

を追加いたしました。総額一億八千万円に増額しようとするものでございませぬ。われわれといたしましては、一億八千万といふことでも、なお十分であると思つておられます。特に今後復興関係が軌道に乗つて参りますに従つて、資金需要も逐年増加して参ることが予想されるのでありまして、これに対処いたしまする場合におきましては、なお将来増額を必要とするのではないかと考えておりますが、本年度の実績、また来年の資金需要の見通しというものを考えます場合におきましては、八千万円を増額いたしますことによつて、本年度以上の資金需要にある程度こたえ得るのではないかと、いふふうに考えておられる次第でございます。

は登録税を課さないということにしたいということが骨子でございます。

以上、ごく簡単に申し上げますが、今回の一部改正法律案の内容の骨子について説明申し上げた次第でございます。

○鈴木壽君 ただいまの御説明の中に、今回政府出資がさらに八千万円追加されまして、一億八千万円というふうになるのですが、これでもってまだ不十分である、将来さらに増額しなければならぬじゃないかという御説明でございましたが、配付された資料を見ますと、三十四年度の基金に対する借入れの申し込み概況と二億九千五百五十万円と、こういふふうになっております。融資をしたものが八千五百八十八万円と、こういふふうになつております。そこで、二億一千万円程度でございますから、今度八千万円追加されまして一億八千万円になりますと、大体この調子だとまあまあというところじゃないだろうか、こういふふうにもこの数字からだけすると、言うことができると思つたのですが、こゝら辺の事情、先ほど申しましたように、何か貸付の条件その他でございところがある、なかなか申し込みまないと、ほんとうはもっと需要の面でたくさんあるんだけれども、申し込みがこのようなことになつておると、こういふのであるのか、こゝら辺の事情、一つお話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 本年度につきましては、申し込みが約二億ということに相なつておるとは御指摘の通りでございますが、実は、融資業務を

始めましたのは昨年の六月からでございます。店開きでございますので、いろいろ諸準備等もございましたので、実際に仕事を始めましたのが六月になつたわけでございます。それ以来いろいろ周知徹底もはかり、手続等についても、郡民一般にこれを普及徹底をはかりまして、だんだん仕事も軌道に乗つてきておるわけでございますが、その結果が、申し込みいたしましたし約二億出てきたわけでありまして、ただ、本年度については、御承知のように、融資の全体の出資金自体が一億ということでございます。この一億円は、

まるまる実は貸せるわけではございませんで、これを運用いたしまして事務費等を捻出をいたしております。そういう関係もございまして、十二月末日現在で実際に融資をいたしました額が八千五百万円程度ということに相なつたのでございます。従つて、まだもう少し申し込みの中で何とかして上げなければならぬというもので、本年度のワクの関係から融資ができなかったというものもかなり残つておるといふに考へておるのであります。

なお、来年度については、まるまる年度初めから事業を行なつて参りますし、大体この事業の趣旨というものも郡民に周知徹底をいたしましたというところもございまして、そこで、復興基金をして、来年度の大体融資に対する申し込みの程度があるかと、資金需要ほどの程度かということをおぼろげに調べましたのでございまして、これによりまして、大体まあ推定をされるのが、三億九千万円程度は融資を受けたいという申し込みがあるような状況になつておるのであります。

ます。それに対しまして実は一億八千と。しかも、一億八千でも、融資の条件といたしまして、すぐにその当該年度で返つて参らないものもございまして、そういう点から申しますと、今度のワクでもなかなか十分に島民の需要にはこたへ得ないのではないかと、かように考へておるのでございまして、ただ、短期で返つて参りますものも、この八千五百万円の中には約三千万円ぐらいはあるのではないかと、いふに考へられますので、全体といたしましては、来年度においては本年度よりも以上の融資というものが可能になるのではないかと、ただ、将来といたしましては、だんだん資金需要がふえて参りますこともございまして、私たちがいたしましては、一億八千万という点では将来なかなか需要にこたへ得ないのではないかと、こういふ考へをいたしておる次第でございます。

○鈴木壽君 三十五年度における資金の需要のあらましを調べてみたら、三億九千万円程度だ、こういふお話をすると、三十五年度の一億八千万円をもつてしては、その半分にも足りないといふ額になると思ひます。ところが、さういふ中では、今あなたのお話の中にもありましたように、短期ですぐ回収できて回せるのが全部じゃないと思ひますから、相当窮屈な貸付にならざるを得ないと思ひます。そこで、将来、三十六年度以降に政府出資の追加について、原則的にはやはり何か話し合ひが政府部内にておるのだと思ひますが、さういふ点も申しましたら、一つお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) われわれ自治庁当局といたしましては、当初融資業務を開始いたします際の構想といたしましては、いろいろな資金需要見通しというものを立てました結果、大体あるべき姿としては、五億円の出資金がほしいというふうには考へておつたのであります。さういふところから、年度別に計画を立てまして、当初は二億円、それから二年度は二億円、第三年度は一億円というように計画をたてておつたのでございまして、われわれの主張通りにはなかなか参らなかつたのでございまして、当初といたしましては一億円、二年度といたしましては一億八千万円というふうに相なつた次第でございます。今お尋ねになりました将来の計画について、政府部内で話し合ひがございおるかという点につきましては、確定的な話し合ひはまだついておりません。ただ、私たちがいたしましては、一億八千万では、これはどうして将来の資金需要には応じ切れない、もう少し今後年度別に増額をしていく必要がある、かように考へております。

ことではあります。これは将来のことでございます。ただ、私心配なのは、あなた方が初年度の三十四年度において二億、その次に二億、さらに一億と、五億円の資金がほしいと言つておつたのに、最初の第一年度においては一億円、今度は八千万円と、額がだんだん下がつてくるような傾向にあるのじゃないかということが心配されます。現地の事情、資金需要の関係を政府部内で話し合つて、将来の増額にあまり支障のない程度の増額をしてもらいたい、一つ要望めいたことを私申し上げたいと思ひます。

○鈴木壽君 これは、三十五年度ですら三億九千万円程度の需要があると思へば、三十六年、三十七年と、今後産業の振興等からいへば、当然資金として需要がふえていくのじゃないだろうか、こういふふうにも思ひます。少なくとも三億か三億五千万円程度なければ、住民のそうした要望をかなへ、従つてさういふことによる産業の振興といふことにあまり寄与するところがなくなるのじゃないだろうか、さういふふうにも思ひますが、その点については、政府部内では今はつきりした話し合ひがございおると、さういふ

ことではあります。これは将来のことでございます。ただ、私心配なのは、あなた方が初年度の三十四年度において二億、その次に二億、さらに一億と、五億円の資金がほしいと言つておつたのに、最初の第一年度においては一億円、今度は八千万円と、額がだんだん下がつてくるような傾向にあるのじゃないかということが心配されます。現地の事情、資金需要の関係を政府部内で話し合つて、将来の増額にあまり支障のない程度の増額をしてもらいたい、一つ要望めいたことを私申し上げたいと思ひます。

それからなお、保証の仕事も従来通りやつておるはずですが、最近における保証の状況について、どのようになつておりますか。これ一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 保証業務も、おかげをもちまして、その後割と順調な推移を見ておるのではないかと、かように考へております。実はこの保証の業務につきましては、そのもととなりとする資金というものがつきまじり、御承知のように、これはアメリカの方から政府が移転を受けましたものをさらに基金に引き継ぎまして、この回収業務を行ないながら、それとらみ合わせて保証業務のワクというものが漸次進展をせしめておるといふ状況でございます。当初は承継債権の回収額——当初と申しますのは、三十年の九月から始めまして三十一年の三月末日まででございますが、これが初年度について見ますと、回収額はわずかに三百七十万円程度でございます。これに対して信用保証の状況

は、金額にいたしまして一千百万円程度であったのであります。これが、業務を開始いたしました最初であるといふことも大いに原因に相なっておりますが、その後三十一年度になりましますと、回収額が四千八百万円、これに對しまして保証の実績を見ますと、すでに二億六千四百万円ということに上りまして、大体軌道に乗つたのであります。三十一年度について見ますと、回収額が六千五百万円、これに對しまして保証実績が約三億五千万、三十三年度について見ますと、債権回収額が八千万、保証実績が三億五千万といふふうに相なっております。なお、三十四年度については、十二月末日現在の調査によりましますと、債権回収累計が九千六百万ということに相なりまして、同保証実績も、十二月末ではございませぬけれども、すでに四億二千万円ということに相なっております。全体として順調な推移を見ているのではないかと考えております。

○鈴木壽君 問題は、この保証と一緒にやっています、新たに三十四年度からの政府出資による基金の設立に伴う融資だと思つたのですが、先ほど申し上げましたように、私現地のことはよく知りませんが、話だけか、あるいはちょっと書いたものだけしか見たその知識しかございませぬけれども、非常に零細な企業家といひますか、そういう人たちが多いので、何としてもやはりそういう人たちがまともに仕事ができ、立ち上がれるというよりなことをしない限り、奄美大島の復興といふことがほんとうにならない、こういうふうに思つたわけなので、そういう意味で先ほどちょっと触れましたけれども、今後の資金の増額、さらに従つてそれに伴うところの貸し出しの増加というふうなことに對して、一つ大いにやつてもらいたいと思つたのであります。

貸し出しの問題はそれくらいにしまして、次に、これに関連をいたしました沖繩の産業の問題で、特に黒糖の生産の問題、こういう問題について一、二お伺ひしてみたいと思つたので、その中で私お聞きしたいのは、黒糖生産のための小さな工場がたゞさんあつて、しかもそれは、復興計画に基づく補助なり融資等によつてきておる工場なのでございませぬが、それが最近非常に状態が不振に陥つていまして、一方には大型の工場が進出をしておるというよりなことから、さういふふうな結果になつていまして、さういふことなものでございませぬが、そこら辺の状況をいささしく具体的に御説明願ひたいと思つたのであります。

けれども、今後の資金の増額、さらに従つてそれに伴うところの貸し出しの増加というふうなことに對して、一つ大いにやつてもらいたいと思つたのであります。

○政府委員(藤井貞夫君) 先般砂糖消費税の引き下げと、それから関税の引き上げということが同時に進められたのであります。これによりまして、カンショ糖生産というものが軌道に乗る見通しがついて参りました。奄美群島におきましては、特に新式の大形の分みつ工場というものの進出が相当目ざましくなつて参つたのであります。今後この趨勢はいよいよ顕著になつてくるのではないかと、さういふに考えられるのであります。これに伴ひまして、既存の今御指摘になりました小型工場が、数は相当たくさんございませぬが、奮力でもつてやつてい

○鈴木壽君 問題は、この保証と一緒にやっています、新たに三十四年度からの政府出資による基金の設立に伴う融資だと思つたのですが、先ほど申し上げましたように、私現地のことはよく知りませんが、話だけか、あるいはちょっと書いたものだけしか見たその知識しかございませぬけれども、非常に零細な企業家といひますか、そういう人たちが多いので、何としてもやはりそういう人たちがまともに仕事ができ、立ち上がれるというよりなことをしない限り、奄美大島の復興といふことがほんとうにならない、こういうふうに思つたわけなので、そういう意味で先ほどちょっと触れましたけれども、今後の資金の増額、さらに従つてそれに伴うところの貸し出しの増加というふうなことに對して、一つ大いにやつてもらいたいと思つたのであります。

どのように、大型工場とのからみ合わせで、その保護なり、あるいは調整なりといふものをかかつていくかといふことを検討していかなければならぬ段階になつておると思つたのであります。しかもこの中には、復興事業によつて補助を行なつて設置いたしました工場が六十含まれていまして、さういふ関係もあるわけでありませぬ。そこで、大型の分みつ工場がございまして、輸送集荷の状況その他から見まして、小型工場が全部不要になるというものでございませぬし、また将来黒糖の需要といふものが絶無になるわけのものでもないという状況もございませぬ。従ひまして、今後の方針といひましては、現地におきましますカンショの増産対策といふものも当然行なつて参らなければならませぬが、これとあわせまして、中規模の工場の経営自体を合理化して、コストを引き下げ、その生産自体を有利に経営ができるような方法も考へていかなければならぬ。さらに、企業の統合あるいは農工分離をいたしますための職業施策であるとか、さらには、大規模の工場と

○鈴木壽君 この問題は、私も非常に厄介な問題だと思つた。あなたも今お話のように、一方には大型工場が進出してくる。それをむげに押さえることもできないといふ一つの事情も私はあると思つた。さればと言つて、現在の小工場を今のようになままして、今後ますます不況に陥り、さらに融資なりさういふものも返還不能になるというふうなことに立ち至るのを見ておるわけにもこれは参らぬと思つた。特に私はここで問題だと思つたのは、先ほど言つたように、零細なところの人たち、特に農民の人たちが組合を作つたりなんかしてやつていまして、さういふものをやはりつづけていくといふことは、何と考へても私は許されぬことだと思つた。そこで、今のお話では、たとへばサトウキビの供給の範囲を定めるとか、いろいろ考へておるのだが、これから現地の状態をよく調査した上で対策を考へていきたい、さういふことなものでございませぬが、大型工場がそこにできて、操業を開始するといふ時期に、すでにさういふ大型工場の問題を将来どういふふう

○鈴木壽君 この問題は、私も非常に厄介な問題だと思つた。あなたも今お話のように、一方には大型工場が進出してくる。それをむげに押さえることもできないといふ一つの事情も私はあると思つた。さればと言つて、現在の小工場を今のようになままして、今後ますます不況に陥り、さらに融資なりさういふものも返還不能になるというふうなことに立ち至るのを見ておるわけにもこれは参らぬと思つた。特に私はここで問題だと思つたのは、先ほど言つたように、零細なところの人たち、特に農民の人たちが組合を作つたりなんかしてやつていまして、さういふものをやはりつづけていくといふことは、何と考へても私は許されぬことだと思つた。そこで、今のお話では、たとへばサトウキビの供給の範囲を定めるとか、いろいろ考へておるのだが、これから現地の状態をよく調査した上で対策を考へていきたい、さういふことなものでございませぬが、大型工場がそこにできて、操業を開始するといふ時期に、すでにさういふ大型工場の問題を将来どういふふう

ていくかといふことを当然考へられなければならなかつたのではないだろうかと思つた。二つ三つも大きな工場ができて、生産を開始してやつている。一方には、今言つたような小工場が非常に苦境に陥つていまして、さういふ事態になつて、さて今度これをどうしようといふのでは、私はやはりお過ぎるのじゃないだろうかと思つた。これからは、さういふことでは、さういふ手おくれになるというふうな感じがするわけなのでございませぬが、そこら辺どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) さういふ心配も私たはいたしてございまして、実は手おくれではないかといふ考へ方もあり得ると思つた。ただ、国の方針をいたしまして、国内の甘味資源の供給度といふものをできるだけ引き上げていきたい、さういふ方針がございまして、それに基づいて大型工場の進出ということが実は本年度あたりから非常に本格的になつてきたといふ実情もあるわけでありませぬ。それととも、黒糖に對する需要といふものが、将来これがどんどん減つていって、絶滅の方向に行くかと申しますと、これもさうでもございませぬ。やはり特殊需要といふものもあるといふ点もございまして、それらの点、全体としてのカンショの増産対策といふものにとらみ合わせた場合に、総合的にどうやつて参るかといふ点につきまして、実は時期的に若干のズレがございませぬが、同時に解決をするという運びにまで実は至らなかつたのであります。しかしながら、この点については、さういふ

ていくかといふことを当然考へられなければならなかつたのではないだろうかと思つた。二つ三つも大きな工場ができて、生産を開始してやつている。一方には、今言つたような小工場が非常に苦境に陥つていまして、さういふ事態になつて、さて今度これをどうしようといふのでは、私はやはりお過ぎるのじゃないだろうかと思つた。これからは、さういふことでは、さういふ手おくれになるというふうな感じがするわけなのでございませぬが、そこら辺どうですか。

いって、このまま放置いたしておきま  
して、中小規模の工場というものを成  
り行きにまかせて、自滅するものは自  
滅するがよいのだというよりな態度  
は、これはとうてい許されることでも  
ございませぬ。そこで、本年度あたり  
から本格的になって参りましたので、  
その点、農林省とも十分連絡をとりな  
がら、現在鹿児島県当局といたしまし  
て、実態について詳細な検討を行なわ  
して、おる次第でありまして、奄美の復  
興審議会でもこの問題が取り上げられ  
ておられますが、これらにつきまされ  
は、できるだけ一つすみやかに実態の  
調査をいたした結果によって対策  
を樹立して、これを実行に移して参り  
たい、かように考えております。

○鈴木壽君 お話のように、これは、  
今後一体黒糖の需要というものはどう  
なるのか、こういうこともやはり一つの  
見通しを持たなきゃならぬと思いま  
す。さらにこれは、分みつ糖への転換と  
いいますか、そういう問題も当然これ  
は考えていかなければならない。それ  
らに見合うようなサトウキビの増産態  
勢を一体どうするのかと、こういう問  
題を総合的にやはり考えていかなけれ  
ばならないと思うので、先ほど私申し  
上げましたように、そういう点につい  
ての当初からの見通しなり、それに基  
づくところの計画というものが私は足  
りなかったのじゃないだろうかという  
ふうに思われるのです。大型工場が  
すでに二つも相当大きなやつができて  
おる。さらに、後年度では、他の工場  
もそこに進出するということがほぼ確  
定的だと、こういう中であって困るの  
は今の小型工場、こういうことになる  
と思うのです。しかも、先ほど言いま

したように、その中には、融資をした  
り補助金を出したりしておるものが六  
十四もある。一体こういうものを将来  
どう持つていくかというものは、単に  
そういう仕事をしておる小工場の経営  
者あるいは関係者だけでなしに、これ  
はやはり融資をし、あるいは資金を  
あつせんとした政府の側においても、当然  
私は考えられなければならない問題で  
あるというふうに考えるのですが、こ  
れに対して農林省の方では、どうい  
うふうにこの奄美の問題を考えておられ  
るのか。単に国内の需要をある程度国  
内で生産されるそれによってまかなう  
ということ、分みつ糖にほとんどど  
んどん切りかえていくということだけ  
では、私はやはり奄美の問題というの  
はそう解決はできないと思うのです  
が、どういふふうにするか、少い点につ  
いて考えておられるのか、少し具体的に  
私お聞きしたいと思つておる。

○説明員(村田豊三) 御指摘の点に  
つきまして、ただいま自治庁の方から  
も詳細なお答えがあつたのでございま  
すが、御承知の通り、昨年度内の甘味  
資源の自給度を高めるという措置の一  
環といたしまして、関税の大幅の引き  
上げと、消費税の引き下げと、こうい  
う一連の措置をとりましたがために、  
そのいわば反動的な効果の一つとい  
たしまして、西南諸島におきましても、  
サトウキビによりまして分みつ糖がで  
きるように相なつたわけでありませぬ。  
もとよりこれは企業採算の上に立つて  
の企業化でございませぬし、また、た  
だいま申しましたような関税、消費税  
の一連の改定措置も、さような国内甘  
味資源の自給度を向上せしめるとい  
ふ意図からではございませぬが、たま

たまた西南諸島におきましては、在来  
の黒糖生産というものがございまして、  
黒糖の生産それ自体は、非常に価格の  
変動が著しいとか、あるいは保管管理  
に非常な困難性が伴うとかいふ、製品  
そのものからきまするやうな特殊事  
情等もございまして、円滑にこれが分  
みつ糖に切りかわれば、それは合理化  
の一つの方法であらうと私もは考  
えておる。ただいまも藤井局長  
から御指摘のありましたように、全部  
が全部分みつ糖化される筋合いのもの  
でもありません。逆に、ある程度は黒  
糖が希少価値を發揮いたしまして、場  
合によつたらば有利になるやうな面も  
なきにしもあらずというやうなふう  
も考えておりますし、また、奄美諸  
島のサトウキビそのものの性格から参  
りまして、糖度の関係で、ある時期  
におきましては、どうしても分みつ糖  
にできないサトウキビがあるやうな  
同つておりました、そういう一定期間  
に生産されまするサトウキビにつ  
きましては、やはり黒糖を作つた方が、歩  
どまり等の関係から有利であらうと  
いうふうな専門家の御意見も伺つてお  
りまして、いずれにいたしまして、  
ただいま御指摘のありましたように、  
もちろんある程度分みつ糖化は行な  
われると思つておられるけれども、同  
時に、在来の黒糖につきましても、ある程度  
の育成と申しますか、保護をして参  
る必要があるのではなからうか、かよ  
うに食糧庁といたしましても考  
えておる。かねがね実は自治庁ともそ  
の点につきましては御連絡も申し上  
げておるのでございませぬが、先ほど  
御指摘のありましたように、非常に実  
は容細な工場の数が多くて、それぞれ

のまた特殊事情もございませぬやうで  
ございまして、それらの詳細な実態に  
つきましても、ただいま現地の方で御  
調査中のように承つております。い  
ずれ調査の結果が自治庁に上がつて参  
りますれば、われわれもいたしまして  
も、自治庁の当局とよく御相談をいた  
しまして、今後の対策等についても十  
二分に検討して、農林省といたしまし  
てとるべき措置がございませぬし、ま  
たそれについても積極的に検討をして  
参りたいと、かように考えておるま  
す。

○鈴木壽君 まあ結論は、今後の調査  
の結果によらなければというやうなこ  
とになると思つておる。私にはやは  
り、先ほど申し上げたやうな分  
みつ糖の生産を進めていくと、ある  
ものについては切りかえていくのだ  
と、こういうことは、一つの大きな見  
地に立つてのせひやらなければならぬ  
ことだと思つておる。と同時に、特に  
奄美におきまするところの現在までの  
黒糖生産の小工場の問題をどうする  
かという問題は、やはり当初において  
そういうことが考えられていかなけれ  
ばならないのじゃないだろうか、特  
に奄美の中に、何へんも申し上  
げますように、これは国でやはり補助  
をして、融資をして作らした工場が  
相当数あるわけなんです。一体こ  
ういふものが将来どうなつていく  
かというやうなことも、私は検討を  
ゆるがせにすることができない問題  
であつたらうと思つておる。これが  
これからのことだといつて、私は  
やはり時期的におおむねのやうな  
ことかと思つておる。現地ではこ  
ういふ問題で苦

と、サトウキビの増産態勢といいま  
すか、そういう問題とからんで、な  
かなか深刻な問題になつてきてお  
るやうであります。

いま一つは、サトウキビの価格の問  
題、こういう問題がまた農民との間  
にいろいろトラブルが起つておるよ  
うに聞いておられます。私も必ずしも  
農民の言う値段が至当であり、これが  
妥当であり、一歩も譲れないもので  
あるというふうなことを言うのでは  
ありませんけれども、現地における  
いろいろな交渉なり、やりとりから  
しますと、この問題も相当これはや  
り大きな問題として考えていかな  
ければならぬ、そういう一連の問題  
をひつくるめた総合的な対策がやは  
り早く作られなければならぬと思  
つておる。これは調査中と言いま  
すが、大体調査の終

○政府委員(藤井貞夫) 現地と連絡  
をとつておられます結果によると、  
大體六月中には詳細な調査が終  
つたやうに思つておる。大體  
連絡を受けておる。

○鈴木壽君 六月中に調査を終わ  
つて、それらの対策を立てるという  
ことになりませぬ、これも、時期的  
にいつごろになりませぬか。

○政府委員(藤井貞夫) これが出て  
参りました上で農林省とわれわれの  
方でよく検討をいたしまして、直  
ちにでき得ることであれば直ちに  
実施をするという方針を打ち出さ  
なければならぬ。また、その他の何  
らかの行政的あるいは立法的、今  
度財政的措置を要するといふこと  
に相なりますならば、それらの措  
置につきましては、若干ま  
あ時期的におおむねのやうなこ  
とにもなるかと思つておる。と

かくにも先刻御指摘もございましたよ  
うな全体の総合的対策というものを打  
ち立てて、これをはっきりさせるとい  
うことが先決問題ではないかというふ  
うに考えておりました、これについて  
は、ちよつと今ここで、いつというふ  
うに明言をいたしたかねますけれど、  
われわれもいたしましては、まあでき  
るだけすみやかにこの対策を一つ樹立  
いたしまして、実行に逐次移して参り  
たい、かように考えております。

○鈴木壽君 農林省の方にお聞きした  
いのですが、国内における黒糖の需要と  
いうものを大体どの程度に見て、地域  
的に生産地というのがある限られた所  
しか現在ではないのですから、それを  
生産の計画というものを現在のところ  
どういうふうにしておられますか。

○説明員(村田豊三君) 絶対的には、  
御承知のように、甘味が足りませんの  
で、年々相当大量の、大体百万トン前  
後でございますが、粗糖を輸入をい  
たしてございまして、国内自身で自給で  
きます甘味と申しますのは、大体本  
年度、三十四年度で二十三、四万トン  
と私どもは予定を立てております。さ  
らに、これを逐年国内の生産を高める  
ように努力を今いたしておりますので、  
三十五年度におきましては、大体  
三十万トン程度の自給度になるのでは  
なからうかと考えております。その中  
において占めます黒糖の地位でござ  
います。黒糖はもとより、た  
だいま申しますように、砂糖の絶対量が足  
りないわけでございますから、多少  
の価格の高下はございますけれども、  
三十四年度においては大体三万三  
万程度、三十五年度におきましても三  
万数千トン程度の供給と申します

か、逆に消費と申しても差しつかえな  
いのでございますが、その程度の消  
費は見込まれるのではなからうかと、  
かように私どもは見えております。

○占部秀男君 そうしますと、三十五  
年度の三万数千トンという需要が見込  
まれるとすれば、今国内で、たとえば  
奄美とか種子島とか、二、三あると思  
いますが、そういう所の生産でこれ  
まかなっていきけるということになる  
思いますが、どうですか、その点  
は。

○説明員(村田豊三君) その通りで  
ございます。

○鈴木壽君 そうしますと、今問題は  
奄美ですが、奄美におけるこうい  
う小工場の生産に従事している、小工場の  
しつかりした仕事のやり方ができ  
れば、この人たち、あんまりそ  
う心配しないで将来ともやっていけると、こ  
ういうふうなことが大まかに言える  
思いますが、その点どうですか。

○説明員(村田豊三君) 先ほど申  
しますように、価格の面で生産者の納  
得いくような価格が維持できるかどう  
かというふうな問題、あるいは、先  
ほど御指摘のございましたように、  
原料サトウキビの値段の問題、これは  
いろいろ条件があると存じます。け  
れども、さような点が満たされま  
らば、黒糖それ自体として、採算がと  
れなくて自滅していくというふうな事  
態にはならないと考えております。

○鈴木壽君 今の黒糖の価格ですね。  
斤当たりどのくらいですか。これは非  
常に不安定だということのお話があり  
ましたが、どのくらいであるのか。さ  
らに、その価格の維持についてどの  
ような手を打っていかれるつもりなの

か。この二点についてお答え願いた  
い。

○説明員(山本壮一郎君) 黒糖の価格  
でございますが、これは、御承知の  
ように、砂糖というのは国際商品で  
ございまして、特に黒糖の場合、非常  
に価格の変動が激しいのでござい  
ます。従来大体平均相場が四十二円から  
四十四円程度というのが普通であ  
ったのでございまして、本年度は、  
申しますか、昨年末、これは十二月末  
の大阪の相場でございますが、斤当  
り百円という、非常にいい値段が  
出ております。ただし、このいい値段とい  
うのは、品質がやはりいいもの、品質  
の優良なものにつきまして、特に黒糖  
の相場が非常に上がりまして、まあこ  
ういふ現象が、本年のキビの価格の  
社側との折衝におきまして、農民側を  
非常に強く出させた。従って、若干の  
トラブルがあったと、こういふこと  
じゃないかと思はれますが、従来平均  
相場は大体四十円台というのが相場  
でございます。

○説明員(村田豊三君) 御指摘の黒糖  
の価格の維持の方策でございますが  
が、これは、先ほど申し上げます  
ように、国内で生産をいたします甘  
味資源が採算的に採算がとれるよう  
という関税なり消費税の配慮、これが  
方策の非常に大きな点であらうかと  
存じます。そのほかにも、これも非  
常に大きな影響を持つことと存じま  
すのは、粗糖につきましては、輸入の  
措置をとってございまして、輸入の  
制限としておるわけでございます。輸  
入制限と、ただいま申しました関税  
なり消費税の連動の措置によりまして  
現在農林省といたしましては、糖価

の水準をおおむね斤当たり七十三円、  
キロ当たり百二十二円弱という一定  
水準に維持をして参る。このことは、  
やや糖価が高値に安定しているとい  
う感じがあるのでございまして、そ  
れも、一にかかると、分みつ糖に  
したも、黒糖にいたしましては、  
ト糖にいたしまして、そういう国内  
で生産されまます甘味資源の増産を  
かかって参るといふ配慮から出てる  
措置でございます。さような点が黒糖  
のある程度の生産の維持、価格の  
維持に反映して参るのではなからう  
かと考えております。

○鈴木壽君 この黒糖といえば、ど  
ちかというところ、将来性がないとい  
うふうな点について問題があつて、  
従来この委員会等においても、そ  
ういふような点について問題があつて、  
分みつ糖に切りかえるといふよう  
な話もありましたが、現在のこ  
ういふ苦境の中で、かりに分みつ糖  
の生産に切りかえるといふことを  
言つても、なかなかちよつと今の  
ような形のままでできないと思  
うんですが、そういう点について何  
か検討しておられますか、私は、  
今言つたように、非常にむずかしい  
問題じゃないかと思ふんですが、  
簡単に分みつ糖に切りかえれば  
いじやないかという論をなす人も  
ありますけれども、私は、今の小  
型工場が直ちに分みつ糖の製造に  
切りかえていくというふうなことは  
至難なことじゃないかと思ふん  
です。その点、何か御検討した  
ことがございまして、

○政府委員(藤井貞夫君) 今の小型  
工場は、これは、機械設備その他  
の点から申しまして、分みつ糖に  
切りかえることは、これは困難だ  
と思はれます。

やはり黒糖は黒糖ということをや  
りなればいけないというふう  
に考えております。ただ、分みつ糖  
の大型工場との関係で将来問題  
になって参りますのは、結局は  
キビの全体の量、従つてその集  
荷の能力ということにつな  
がって参りますために、大型工  
場の方にキビが集まり過ぎ、  
そのため小型工場の方に  
キビが集まらないといふ  
ような現象が来ることによつて、  
企業が成り立つて参らないとい  
ふ現象が出てくる可能性が大い  
にあるんじゃないか。それらの  
点を、先刻御指摘がありましたよ  
うに、総合対策の一環として、  
これに一つ対処する方策を至  
急に検討しなければならぬ  
じゃないかというふうな考  
えておるのではありません。

○鈴木壽君 私、この問題について、  
以上でやめますが、現在の小型工  
場のこういふ苦境にあるのを、  
これはやはり一日も早く対策  
を立てて、救済と言つては言葉  
が悪いですが、やっとなかなか  
なればならぬ。これがまた一つ  
の島民の非常な産業の振興とい  
うことにあつてくる緊要問題  
であり、さらには、早急  
に一つ対策を立てられて善  
処していただくように要望して、  
私は一応この問題についての  
質問は終わります。

○基政七君 それでは、私あとから  
来たので、鈴木さんの方で相  
当御質問願つておるんじやないか  
と思ふんですが、大きな筋は、  
私は、この前衆議院の方で附  
帯決議されておりました。あ  
れが完全に政府の方で実施  
されれば、その問題がないん  
じやないかと思ひます。

○鈴木壽君 今度の小型工場は、  
これは、機械設備その他の点  
から申しまして、分みつ糖に  
切りかえることは、これは困難  
だと思はれます。

やはり黒糖は黒糖ということをや  
りなればいけないというふう  
に考えております。ただ、分みつ糖  
の大型工場との関係で将来問題  
になって参りますのは、結局は  
キビの全体の量、従つてその集  
荷の能力ということにつな  
がって参りますために、大型工  
場の方にキビが集まり過ぎ、  
そのため小型工場の方に  
キビが集まらないといふ  
ような現象が来ることによつて、  
企業が成り立つて参らないとい  
ふ現象が出てくる可能性が大い  
にあるんじゃないか。それらの  
点を、先刻御指摘がありましたよ  
うに、総合対策の一環として、  
これに一つ対処する方策を至  
急に検討しなければならぬ  
じゃないかというふうな考  
えておるのではありません。

○鈴木壽君 私、この問題について、  
以上でやめますが、現在の小型工  
場のこういふ苦境にあるのを、  
これはやはり一日も早く対策  
を立てて、救済と言つては言葉  
が悪いですが、やっとなかなか  
なればならぬ。これがまた一つ  
の島民の非常な産業の振興とい  
うことにあつてくる緊要問題  
であり、さらには、早急  
に一つ対策を立てられて善  
処していただくように要望して、  
私は一応この問題についての  
質問は終わります。

○基政七君 それでは、私あとから  
来たので、鈴木さんの方で相  
当御質問願つておるんじやないか  
と思ふんですが、大きな筋は、  
私は、この前衆議院の方で附  
帯決議されておりました。あ  
れが完全に政府の方で実施  
されれば、その問題がないん  
じやないかと思ひます。

○鈴木壽君 今度の小型工場は、  
これは、機械設備その他の点  
から申しまして、分みつ糖に  
切りかえることは、これは困難  
だと思はれます。



すが、その際に、今の糖業関係です  
ね。おもに起債なんかでまかなって  
られるわけでしょうけれども、三十  
八年度で一応計画が終わるとして、それ  
に起債関係の負担がそのとき非常に大  
きくなるんじゃないかと思ひの  
が、そういうことについての打ち切り  
が、五、六年の間の起債関係の処理に  
ついて、地方財政の負担がかららない  
ように何か御処置をする考えを持って  
おられるかどうか、その点を一つお伺  
いしておきたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 奄美群島の  
復興の計画は、来年度で七年度に入る  
わけでありまして、十一年計画でやつ  
て参りますので、三十八年度になりま  
すと、この計画自体はもうしていく  
かというのを以前に考えて参ら  
なければならぬと思ひます。それで、  
今の段階において、私たちといたしま  
して、この計画をさらに再延長する  
かというようにお伺い申し上げる段階で  
はないと思ひますが、ただ、この計画  
が順調に推移して参りましたとい  
まして、十年でわれわれが所期の目  
的をいたして参りました成果がはたし  
てらまわるといふのかどうか。あるい  
は、最終年度になりまして計画がば  
たり打ち切られてしまふ、その場合に、  
次年度からつなぎ等の問題がどう  
なってくるか、そういう点も実はあ  
わせて考慮して参らなければならぬ  
と思ひておるのであります。そういう  
ような意味合いから、実は、新年度に  
入りましてから、今後の実施計画の概  
要と従来の実績というものをならみ合  
わせて参りまして、もう一度十一年計画  
を再検討して参りたいという心組みで  
実はおるわけでありまして、このこと

直ちに、先刻申し上げましたように、計  
画自体をさらに拡大するかどうか、あ  
るいは期限自体を延長するかどうかと  
いうことを申しておるのじゃございま  
せんけれども、もう一べん従来の実績  
と今後の進捗状況というものをならみ  
合わせて再検討しなければならぬ時期  
に来ておると思ひます。その一環とし  
てここに問題になって参りますのは、  
今御指摘になりましたような、特に市  
町村関係の起債の問題でございます。  
なるほど現在奄美の各市町村の財政構  
造等を見ました場合に、起債というも  
のが占めておる地位というものはゆる  
がせてできません。特に今後年度がど  
んどん進んで参りまして、償還額とい  
うものがふえて参るといふことになり  
ますと、償還額というものはかなり  
大きな比重を占めてくるのであり  
ます。これに對しましては、私たち  
も、はつきりと何らかの一つ対策は、  
これは講じなければならぬというふう  
に考えております。むしろ国費でもつ  
て全額でやつておられますものも多  
いわけでありまして、また一面にお  
いて、自己負担能力というものがき  
わめて零細でありますために、市町村  
が起債を起しておるといふ額もまた  
ばかにならないのであります。それ  
らの点につきましましては、将来問題と  
して私たち考えておられますのは、全体的  
なやはり市町村財政の向上の問題と並  
行いたしまして、やはり奄美の特殊性  
にかんがみ、交付税等について特別  
措置を講ずるようなことも考えられな  
いだろうか。あるいは、これは私の今  
のただ単なる私案でございますけれど  
ども、何らかの意味で、利子補給とい

ような点も考慮しなければならぬ段  
階があるいは来るのではないかと  
ふりに実は考えておるのであります。  
それらにつきましても、全体計画の再  
検討の一環といたしまして検討いたし  
てみたいと思ひております。

○基政七君 今の御説明で大体了解で  
きるわけですが、これは、事業  
打ち切り以前に、なかなか急にこうい  
うことは運ぶ問題ではないのですか  
ら、かなり前広に調査していただい  
て、奄美地方の地方財政に、たださ  
え困窮しておるのですから、十分の対策  
が立てられるように、温情ある措置を  
ぜひお願いいたしておきたいと思ひ  
ます。

それからもう一つは、あそこは、毎  
年台風で被害をこうむるわけであり  
ますが、地元の方は、台風に対する何  
かの政府の措置が必要じゃないかとい  
う声が強いわけですが、そういうこと  
について御考慮されておるかどう  
か、それは余地がないかどうか、ちよ  
つとお尋ねいたしたいのですが……

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘のよ  
うに、奄美群島は、全体が台風常襲地  
帯でありまして、そのために、市町村  
財政のみならず、一般の群島民の経済  
力というものもきわめて低位に置かれ  
ておる一般の大きな原因になってお  
るのではないかと、その通り  
であると思ひておられますが、台風に  
對して根本的な対策ということになり  
ますと、これは奄美だけの問題ではな  
くして、奄美に對して何らか考慮いた  
しますといたしますれば、災害復旧等  
について特別を設けていくというよう  
な点でございまして、その点につきま  
しては、他の離島並みに、むしろ奄美

についても特別措置を講じておりま  
す。補助率等も高くやつております。  
それらの補助率について、高率補助を  
適用する対象というものをよくよく  
やつていくという問題もござい  
ます。また、民生安定自体の問題とい  
たしましては、台風というものをど  
かへそれさせるといふ、そういう大問  
題は別といたしまして、やはり台風  
に強い農作物、品種というものを導  
入していくという問題、あるいは家  
屋等につきましても、非常に貧弱な  
みじめな家は住宅に相なつておりま  
すが、これらにつきましても、台風に  
やはり耐え得るに値するような堅牢  
なものをつつていかなければなら  
ぬじゃないか、そういう問題も実はあ  
るわけですが、これらの点につきま  
しては、奄美群島の復興費の中に調査費等  
も含まれておまして、現地に適した  
住宅等について、學者に調査もして  
ら、また設計等もやつておられま  
して、それについての実験等もあわせ  
て、実地をやるわけでありまして、  
実はやつておるわけでありまして、  
な、なお、これが一般化するにはな  
か至つておらないのが現状でござ  
います。いずれにいたしましても、われ  
わの力の及ぶ範囲のことにつきま  
しては、できるだけやはり台風に對する  
態勢というものを強化していくという  
方向で、足もとから固めていく方向で  
努力を従来もやつて参つたつもりで  
いますけれども、今後ともその方向  
は、一そうの努力を傾けて参りたいと  
考へております。

○基政七君 端的にお伺いするわけ  
ですが、交付税等の場合に、態容補正と  
いうことは、自治庁、困難なんです  
か。これは、農林関係でも同じような  
ことが言えるのじゃないかと思ひま  
すが、これは非常に困難であれば別な  
んですが、向こうの台風被害という  
は、年々幾つか、とにかくあるわけ  
ですから、ほとんど壊滅状態に達する  
ような場合によつては大きな台風の被害  
をこうむつておるわけですが、それ  
について、今まで政府の力が及んで  
いないのではないかと、それが一般の疑  
問になっておるわけですが、その辺で、  
交付税等の場合に補正が可能である  
のか。その辺、一つあわせて端  
的にお伺いしたいのです。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻ちよ  
つと申し上げましたように、奄美自体の  
経済力の貧弱な現況というものを對  
して、どういふふうによつていか  
う問題とも実は関連をいたします。そ  
の点は、復興十一年計画というもの  
今後の進捗状況なり、成果なりとい  
うものともならみ合わせて考えなければ  
ならぬと思ひております。それと並  
して、先刻御指摘にもなりましたよ  
うな、市町村の起債のいわゆる元利償還  
費の増額というふうなことに對する  
対策も含めまして、市町村財政自体を  
何らかも少しましなものに持つてい  
くための特別措置というものを考  
究せざるを得ないという時期に  
実は来るのじゃないかという感じ  
もいたしております。それらの点  
につきましましては、今こ  
では具体案を持つておりません。しか  
し、お話になりましたような  
方法も、一つの対策としては考  
えられらるのではないかと。これは、内地にお  
ける台風常襲地帯との均衡の問題も起  
きては参りましようけれども、それとは  
別に、特に頻度が激しい、さらに離島  
であるというふうな点とらならみ合

ことが言えるのじゃないかと思ひま  
すが、これは非常に困難であれば別な  
んですが、向こうの台風被害という  
は、年々幾つか、とにかくあるわけ  
ですから、ほとんど壊滅状態に達する  
ような場合によつては大きな台風の被害  
をこうむつておるわけですが、それ  
について、今まで政府の力が及んで  
いないのではないかと、それが一般の疑  
問になっておるわけですが、その辺で、  
交付税等の場合に補正が可能である  
のか。その辺、一つあわせて端  
的にお伺いしたいのです。

ての何らかの特例措置というものは考  
えられないかという点につきまして  
も、一つの研究課題といたしまして、  
われわれとしても真剣に取り組んで参  
りたいと思っております。

○基政七君 これは直接の問題である  
からまずいと思うのですが、私が働く  
り過ぎていないかと思つたのですが、  
すが、鹿兒島という所は、非常に県財  
政として困窮県なんです。苦しい県  
だと思つたのです。それゆゑに、奄美大  
島のように非常に異常なといひます  
か、そういう状態がいろいろ出てきた  
と思つたのです。それで、交付金やそ  
他の補助金が適正に措置されているか  
どうか。そういう場合の監査はおやり  
になったことがございますか。

○政府委員(藤井貞夫君) それらの点  
につきましては、それぞれ法令に従つて  
運用されておるといふふうにわれわれ  
信じておるわけでありまして、鹿兒島  
県が、自分の県自身が貧困であるため  
に、そのし寄せを奄美にやつておる  
という事態は、私は絶対ないといふ  
ふうに考へております。

○基政七君 絶対ないよりに私ども  
考へたいのですが、そこら辺は、今後  
とも一つよろしくお願いいたします。

○占部秀男君 この奄美の問題につい  
て、こまかい御質問をしたいと思つて  
おるのですが、衆議院の方でやつてい  
ますから、重複になる点は避けて、私  
は、ただ一点だけ最後に御質問したい  
のですが、それは、復興計画の進め方  
ですね。これは、どうも現地に行つて  
見たことではないが、聞いてみると、一  
番大事なのは、奄美の民度の引き上げ  
ですね。結局は、奄美の問題も、民度  
というか何というか、島民の生活が何

らかの形で引き上げられるといふこと  
ろにいかないと問題が解決をしない  
よりますが、そういうところ  
に向かつては、十カ年計画といふも  
のは、何か上つたをなでたような感  
じを、言ひ方が少し上げつけないよう  
悪いのですが、受けるわけですよ。二、  
三の資料も来ておるのですが、今局長  
のお話で、私、途中で来たのですけ  
れども、同僚の鈴木委員の御質問に對し  
て、やはり再検討を根本的にしなければ  
ならぬと思つたといふこと、何か、  
六月中に自治庁としての調査を終えた  
といふようなことも言われたように  
思つたのですが、そういうような調査を  
やられるような場合、そういう今度の  
この奄美の再建を特に十カ年計画の方  
からいふとどうしようといふ根本的な  
場合には、やはり自治庁の方からいか  
に現地の方も調査をされて、そういう  
問題の解決に当たるように、県越して  
なくしていただきたいと思つたのです  
が、この点は、特にどうも奄美の場合  
は、ほかの県と違つて、その必要があ  
るのじゃないかといふ感じがいたしま  
すので、その一点だけ、一つ希望を添  
えて申し上げておきます。私もいろい  
ろ質問したいことがあります、それ  
は、またあとの機会にやらしていただ  
きたいと思ひます。

○鈴木壽君 水産庁の方にせつかくお  
いで願つておりますから、ただお歸り  
になつたのじゃ何ですか、あまり時  
間もないから、もうやめようと思つて  
いましたが、漁船に対する融資の問題  
なんです、これは、相当な融資が漁  
船に対して行なわれておるようであり  
ますが、三十年から三十三年までの間  
に三十五隻、約二億圓に近い金が融資

されておる。こういうことを私も聞い  
ておりますが、ただ、その融資されて  
おるものの中に、まあ現地の人たちか  
らすれば、いろいろ不満問題がある  
ようでありまして。特に融資が、まあ何  
といひますか、縁故関係といふような  
ことで融資されておるんじゃないか、  
それから、その人だけにたかさんの船  
に對しての融資が行なわれておる。し  
かもその船は、奄美の島へはふだんは  
近づきもしない、こういうことが言わ  
れておるんです、たとへば、ある人  
は、實際は居住地は鹿兒島であるけれ  
ども、住民登録だけ名瀬ですか、どこ  
かにやつておる。そしてその人が八隻  
もの船に對しての融資を受けておる。  
相当融資の額も、従つて全体の融資額  
からすれば、大きなウェートを占めた  
融資をしてもらつておるんだと、まあ  
こういうことが言われておるようであ  
りますが、こういうことについて、何  
かあなたの方で調査をなさつて、今  
言われておるような、そういうような  
ことについての事実をつかんでおられ  
ますか。

○説明員(林田悠紀夫君) 奄美大島の  
復興計画につきまして、漁船の建造を  
許可いたしましたものにつきまして  
は、実は、沿岸漁業の振興といふ見地  
からのものと、それから、奄美の人を船  
に乗せまして、結局奄美の島民に収入  
が落ちるようにしようといふふうな考  
え方によりまする遠洋漁業を振興して  
いくといふ、二つの面から考へられる  
わけでありまして。それで、今の先生の  
お話は、この遠洋漁業の振興の面につ  
いてだと思ひますが、これにつきまして  
では、大臣許可になっておるものが多  
い次第でありまして、この奄美群島の

復興計画に基づきまして、鹿兒島県の  
方から農林大臣の方に、こういう漁船  
について、カツオ、マグロ漁業ならば  
カツオ、マグロ漁業を許可してもらい  
たいといふふうな申請が出て参りました  
ので、その申請について検討した上で許  
可をしてきたわけでございます。それ  
で、まあ本来ならば、この沿岸漁業の  
振興といふ見地でございます。なら  
ば、奄美大島にもあまり立派な漁港は  
ございませぬし、また冷凍設備もない  
といふふうなことでありますから、  
あまり大きい船は作る必要がないとい  
ふことになるわけでございます。しか  
しながら、やはり漁民の労働者の収入も  
ふやしていこうといふふうな見地か  
ら、大きい船も許可するといふことに  
したわけでありまして。従つて、そ  
ういふふうな場合には、そういう船が奄美  
にあまり寄りつかずに、水揚げはほか  
の大きな漁港にいたしました、あまり  
奄美大島の方には水揚げはしないとい  
ふふうなことは、まあ当然出てくる次  
第でございます。そういうふうなこ  
とがありましますので、その結果、ほか  
の所に常時おつて、奄美大島とはあま  
り関係ないんじゃないかといふふうな  
ことが言われておるんじゃないかと存  
じます。また、そういうふうな状態  
も、まあ遠洋漁業を許可した結果起  
こつてきておるといふことになつてお  
りまして、十分な調査はいたしてお  
りませんが、どういふ船をいつ許可した  
かといふことにつきましては、大臣許  
可でやつておるから、よく承知  
をいたしております。

○鈴木壽君 遠洋漁業の場合、お話の  
ように、水揚げが必ずしも奄美にしな  
くあると思つたので、私は、その点はあ  
まり問題にすべきじゃないと思つた  
のです。ただ、それなら、鹿兒島なら鹿兒  
島の人、奄美に全然関係のないよう  
な操業をやって、単に一人か二人住民  
を水夫として乗せていく、こういう形  
であれば奄美の復興計画の融資のワ  
クの中に入れてもらつたりなんかするこ  
とができるといふようなことにな  
ると、私はちょっと問題じゃないかと思  
つたのです。しかも、計画的に、年に何航  
海かする、そのうち奄美に何回か寄る  
のだ、こういう計画を出しておる船  
で、現在一べんも奄美に寄りつかない、  
こういう船があるといふ話でござい  
ます。私、實際現場を見ておりませ  
んが、そういうことがもしも事実だとす  
れば、私は、奄美の復興計画といふも  
のを一つの食ひものにしたものがお  
るのじゃないかといふことをおそれるわ  
けなんです。ですから、幾ら遠洋漁業  
であっても、たとへば、乗組員の数に  
しても、二十人なら二十人、三十人な  
ら三十人の中にどれくらい奄美の人が  
入つておらなければならぬとか、あ  
るいは寄港回数にしても、年に一べん  
か二べんは入つてこなくてはいかぬと  
か、何かやはり条件があつていいよ  
うに思つたのです。でないと、ほかの  
川の人でも、住民登録をしなすれば、  
復興計画の中の融資を受けたり、場  
合によつては補助も受けられる、こ  
ういふようなことであれば、私は、復興  
計画そのものからすれば筋違いなこと  
になるのじゃないか。何べんも言うよ  
うに、實際のそれを押えておるわけ  
はありませんが、話によれば、今私が言  
うような人がおる。しかも、今七そ

くあると思つたので、私は、その点はあ  
まり問題にすべきじゃないと思つた  
のです。ただ、それなら、鹿兒島なら鹿兒  
島の人、奄美に全然関係のないよう  
な操業をやって、単に一人か二人住民  
を水夫として乗せていく、こういう形  
であれば奄美の復興計画の融資のワ  
クの中に入れてもらつたりなんかするこ  
とができるといふようなことにな  
ると、私はちょっと問題じゃないかと思  
つたのです。しかも、計画的に、年に何航  
海かする、そのうち奄美に何回か寄る  
のだ、こういう計画を出しておる船  
で、現在一べんも奄美に寄りつかない、  
こういう船があるといふ話でござい  
ます。私、實際現場を見ておりませ  
んが、そういうことがもしも事実だとす  
れば、私は、奄美の復興計画といふも  
のを一つの食ひものにしたものがお  
るのじゃないかといふことをおそれるわ  
けなんです。ですから、幾ら遠洋漁業  
であっても、たとへば、乗組員の数に  
しても、二十人なら二十人、三十人な  
ら三十人の中にどれくらい奄美の人が  
入つておらなければならぬとか、あ  
るいは寄港回数にしても、年に一べん  
か二べんは入つてこなくてはいかぬと  
か、何かやはり条件があつていいよ  
うに思つたのです。でないと、ほかの  
川の人でも、住民登録をしなすれば、  
復興計画の中の融資を受けたり、場  
合によつては補助も受けられる、こ  
ういふようなことであれば、私は、復興  
計画そのものからすれば筋違いなこと  
になるのじゃないか。何べんも言うよ  
うに、實際のそれを押えておるわけ  
はありませんが、話によれば、今私が言  
うような人がおる。しかも、今七そ

くあると思つたので、私は、その点はあ  
まり問題にすべきじゃないと思つた  
のです。ただ、それなら、鹿兒島なら鹿兒  
島の人、奄美に全然関係のないよう  
な操業をやって、単に一人か二人住民  
を水夫として乗せていく、こういう形  
であれば奄美の復興計画の融資のワ  
クの中に入れてもらつたりなんかするこ  
とができるといふようなことにな  
ると、私はちょっと問題じゃないかと思  
つたのです。しかも、計画的に、年に何航  
海かする、そのうち奄美に何回か寄る  
のだ、こういう計画を出しておる船  
で、現在一べんも奄美に寄りつかない、  
こういう船があるといふ話でござい  
ます。私、實際現場を見ておりませ  
んが、そういうことがもしも事実だとす  
れば、私は、奄美の復興計画といふも  
のを一つの食ひものにしたものがお  
るのじゃないかといふことをおそれるわ  
けなんです。ですから、幾ら遠洋漁業  
であっても、たとへば、乗組員の数に  
しても、二十人なら二十人、三十人な  
ら三十人の中にどれくらい奄美の人が  
入つておらなければならぬとか、あ  
るいは寄港回数にしても、年に一べん  
か二べんは入つてこなくてはいかぬと  
か、何かやはり条件があつていいよ  
うに思つたのです。でないと、ほかの  
川の人でも、住民登録をしなすれば、  
復興計画の中の融資を受けたり、場  
合によつては補助も受けられる、こ  
ういふようなことであれば、私は、復興  
計画そのものからすれば筋違いなこと  
になるのじゃないか。何べんも言うよ  
うに、實際のそれを押えておるわけ  
はありませんが、話によれば、今私が言  
うような人がおる。しかも、今七そ

も入るよう融資を受けておる船を持つておるのだ、こういうような話があるとするは、ちょっと問題じゃないか。そういうことについての御調査なり何かないだろうか。こういうふうな思ってお聞きをしたわけなんです。最後に、念を入れてお聞きしますが、住民登録さえすれば、だれでも遠洋漁業の場合には復興計画の中に入れてもらって融資の対象になる、こういう建前なのでですか。どうなんですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 奄美につきましてのカット、マグロ漁業の許可は、やはり奄美群島の振興という事を考へて許可したわけでありまして、県知事に対して、昭和三十年の八月三十日でしたか、適格者を選定して申請するよう通達をしたわけでございますが、そのときの条件として、受け入れ態勢を整備して、つとめて組合の自営船にするというふうな事とか、船型について、復興に寄与するよう検討するとか、まあいろいろ条件をつけておりました、その結果、三十年代に許可いたしましたカット、マグロは四隻であります。これは、名瀬遠洋漁業生産組合、大島漁業生産組合、漁業丸カット生産組合、それから、茂野という人になっておられますが、こういうふうな、大島生産組合、すなわち組合が自営するというのがほとんど中心になりまして許可しておるようなわけでございます。このほかに、漁業の許可では、もっと小さい、中型のカット、マグロ、そういうものにつきましては、個人を対象にいたします。あるいは大臣許可漁業でなくて、知事許可漁業がありまして、知事許可漁業とか、あるいはサバ釣りの漁業とか、

そういうものは個人が多いわけでありまして、漁業者で長崎くらい持っているというふうな人も当然あるのじゃないかと思ひますが、大型のカット、マグロ漁業につきましては、先ほど申し上げましたような方針で許可をいたしましたわけでございます。

○鈴木壽君 これは私も話を聞いたばかりで、それを直ちに真実なりとしてものを言うこともちょっと変だと思ひますから、私の言つたような、たとえば、名前を申し上げますと、西保某という元県の水産課長をした人なんだそうですが、それが一体どういふふうな生活の根拠を持っている人であり、どういふふうな融資を受けている人であるのか、こういうことを、事情をあつて御調査してみたいだけではないか。それから、あなたも言つたやうな大型のものがあるのか、もっと小さい漁船に對しての許可を県知事あたりから得て操業をしているものであるのか。私ども、話のそのことだけでは、直ちに聞いた話だけを正しと申し上げているわけではありませぬから、そこを一つお調べの上、あとで一つ機会がありましたら、私またお聞きしたいと思ひますから、私はあくまで、やはり漁船であれ、その他の産業振興のための融資あるいは補助というものは、奄美の復興のためになるような形で使われるべきであつて、何かそれが利用されたような形において補助金をもらつたり、あるいは融資を受けたりするようなことがあつたらぬと思ひます。私は非常に残念なことだと思つたので、そういうふうにお聞きしているわけなんです。私今言つたやうに、はっきり断定するような事実を私自身も持つておりませぬから、話を

聞いただけでございまして、念を入れた意味で、一つお調べになつていただきたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) 調査します。

○委員長(新谷寅三郎君) ほかに御発言もなければ、これにて本案に對する質疑は終了したものと認め御異議ございませんか。

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。ちよつと速記を置いて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め下さい。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○鍋島直紹君 私は、本案に對して賛成の討論を行ないます。本法律案は、奄美大島の振興をはかるための融資業務の拡充をはかるためのもので、妥當の措置と認めますが、施行期日の関係で、次の通り各派共同修正案を便宜私より朗読いたします。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に對する修正案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

以上をもつて修正案の趣旨説明を兼ね賛成討論を終了いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御発言がなければ、これにて討論は終局したものと認め御異議ございませんか。

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、これより討論は終局したものと認め御異議ございませんか。

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、これより奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に對して採決を行ないます。

○委員長(新谷寅三郎君) 修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

これより採決に入ります。地方公営企業法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認め、可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

請願者 埼玉県浦和市元町一ノ二五五浦和市立高等学校内 秋田達

紹介議員 大沢 雄一君  
全国市町村立高等学校全日制課程教職員の退職手当については、その退職年金と同様、退職手当算定の基礎となる勤続年限を全国通算し、その内容は国家公務員の退職手当の水準を下回らないようすみやかに法的措置を講じ、もつて人事交流の円滑化、教育の能率向上を期せられたいとの請願。

第一六一二号 昭和三十五年三月二十四日受理

市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願

請願者 香川県高松市桜町八三〇高松第一高等学校校内 久保義久

紹介議員 津島 壽一君  
この請願の趣旨は、第一四八七号と同じである。

第一四九五号 昭和三十五年三月二十一日受理

遊興飲食税減免に関する請願（二通）

請願者 東京都中央区日本橋馬喰町四ノ一東京料理飲食業組合連合会内 高橋利寿外十名  
紹介議員 安井 謙君

全国大衆飲食税対策協議会は、去る第十九回国会以来遊興飲食税の免税点引上げについて運動を続けてきたが、第三十一回国会の参議院地方行政委員会において、青木自治庁長官から、「昭和三十五年度において政府案とし

昭和三十五年四月八日印刷

て五百円免税引上げを提出する」との言明があり、又「遊興飲食税免税点は飲食店について五百円とすることとし、昭和三十五年度から実施すること」との付帯決議もなされたのであるから、（一）普通飲食と遊興飲食との分離並びに普通飲食を課税の対象外とすること、（二）一人一回五百円までの普通飲食については免税とすること、（三）花代税率との不均衡を是正すること等の実現を図られたいとの請願。

第一六〇二号 昭和三十五年三月二十三日受理

未開発地域における建設事業の国庫負担割合引上げに関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君

未開発地域の行政水準が低く経済力の乏しいゆえには、その地域の財政力の貧困と過去における公共投資がきわめて低いことによるものであるから、これが開発促進は、公共投資を増大し、地域の経済力を育成し、あわせて財政基礎を強化することではなければならない。現行制度においても地域開発に關連する国庫負担の特例や赤字財政再建団体に對する重要公共事業の国庫負担率の引上げ等が定められてはいるが、これらはいずれも赤字財政再建団体等特定の団体に限られ、あるいは財政再建の立場からの措置であり、また、財源調整の機能を果たす交付税制度はあるが、これは、建設事業量に對し確保され、あるいは、費途が指定されており、全地域を通じて均衡のとれた住民福祉の向上及び経済発展を企図することにはほど遠いものがあるから、未開

昭和三十五年四月九日発行

発地域の積極的な開発を促進するため、今国会において未開発地域における建設事業の国庫負担割合を当該団体の財政力に応じて逐次に引き上げることについての法制化を図られたいとの請願。

第一六三二号 昭和三十五年三月十四日受理

社会保険行政等に従事する職員の身分を地方自治体に移管するの請願

請願者 東京都千代田区丸の内 東京都庁内東京都職員労働組合内 三田朝丸

紹介議員 占部 秀男君

社会保険職員（国民年金職員を含む）は、地方自治法付則第八条の規定によつて地方事務官の名称を与えられ、国と都道府県の二重の指揮監督をうけ、人事と会計は政府に属しているため、同一職場に勤務する都道府県費支弁職員との間に給与及び人事面の待遇差が生じ、行政事務遂行上多大の障害となつてゐるから、地方自治法付則第八条を削除して社会保険行政に従事する職員の身分を地方自治体に移管せられたい、又職業安定行政は都道府県の事務として、現在国の出先機関である公共職業安定所、労働出張所を都道府県の機関に改め、これらの機関に従事する職員は、都道府県吏員並びにその他の地方公務員とし、その身分を地方自治体に移管せられたいとの請願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局